

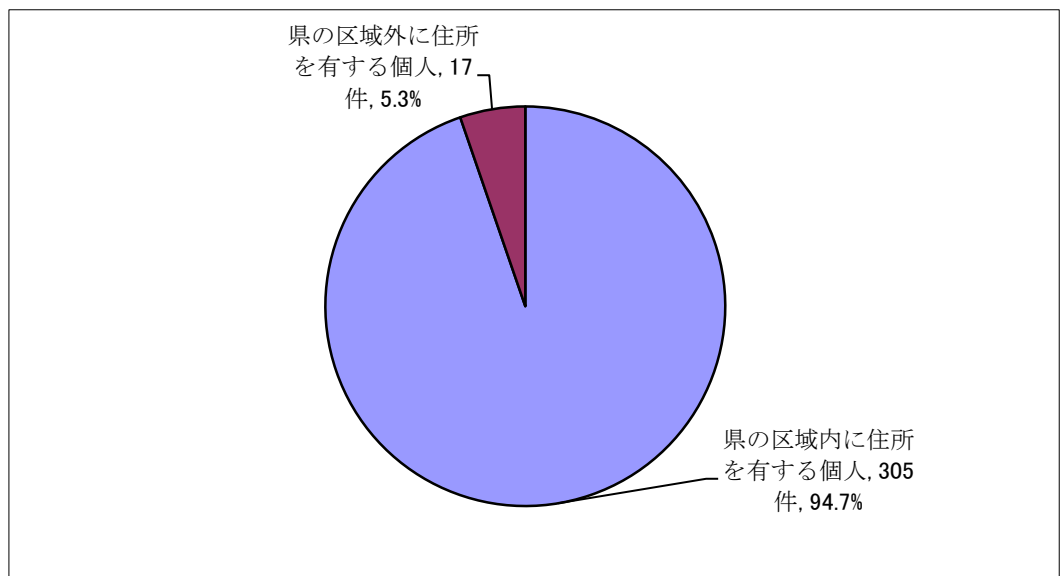
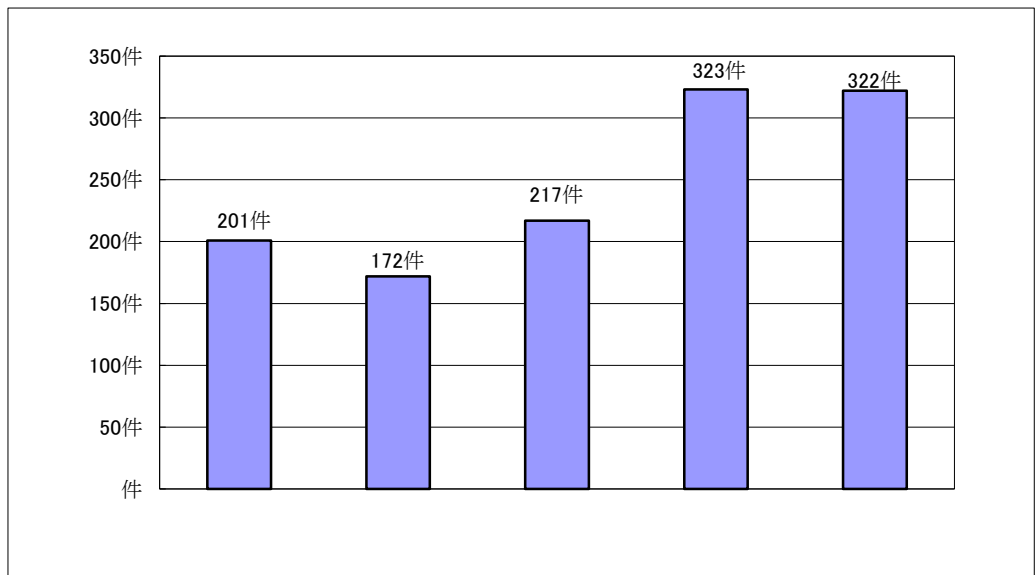
(1)

平成25年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、322件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が305件、県外に住所を有する個人が17件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長242件、知事62件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報、身体障害者手帳の申請書類、県立大学入学試験の成績に記載された自己情報等があります。



実施機関		請求件数	開示請求の主な内容
知事	秘書室・総務部	2	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の申請に係る自己情報 ・各種相談記録に記載された自己情報 ・被爆者健康手帳の申請に係る自己情報
	企画・地域振興部		
	新社会推進部		
	保健医療介護部	22	
	福祉労働部	31	
	環境部		
	商工部		
	農林水産部	1	
	県土整備部	3	
	建築都市部	3	
	会計管理局		
	小計	62	
議会			
公営企業の管理者			
教育委員会	4	・自己の教職員採用試験成績	
選挙管理委員会			
人事委員会	2	・自己の職員採用試験成績	
監査委員			
労働委員会			

警察本部長 242

開示請求322件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数4件を除いた318件です（表2）。

実施機関		請求件数	決定等の状況					
			開示	部分開示	不開示 不存在	却下	取下げ	
知事	秘書室・総務部	2	1	1				
	企画・地域振興部							
	新社会推進部							
	保健医療介護部	22	19	2	1			
	福祉労働部	31	25	6				
	環境部							
	商工部							
	農林水産部	1	1					
	県土整備部	3	1		2	1		
	建築都市部	3	1	2				
	会計管理局							
小計	62	48	11	3	1			
議会								
公営企業の管理者								
教育委員会	4	3	1					
選挙管理委員会								
人事委員会	2	2						
監査委員								
労働委員会								
警察本部長	242	5	233			1	3	
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
公安委員会								
収用委員会	2		1	1				
地方独立行政法人	10	10						
合計	322	68	246	4	1	1	3	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(21.2%)	(76.4%)	(1.2%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.9%)	

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、警察職員情報（第6号）に該当するものが230件、行政運営情報（第4号）に該当するものが180件等となっています（表3）。

条例第14条第1項各号		適用件数		
		不開示	部分開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	2	140	142
第2号	事業情報	1	2	3
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報		180	180
第5号	評価判断情報		6	6
第6号	警察職員情報		230	230
第7号	捜査等情報		30	30
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計		3	588	591

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在及び存否応答拒否は除いています。

写しの交付の内訳としては、白黒が1,279枚で12,790円、カラーが39枚で1,170円となっています（表4）。

（単位：枚、円）

区分	交付枚数	金額
白黒（10円）	1,279	12,790
カラー（30円）	39	1,170
録音カセットテープ（120円）		
ビデオカセットテープ（170円）		
フロッピーディスク（50円）		
CD-R（80円）		
マイクロフィルム（10円）		
その他		
合計	1,318	13,960

（注）カッコ内の金額は、1枚当たりの金額

「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

(2)

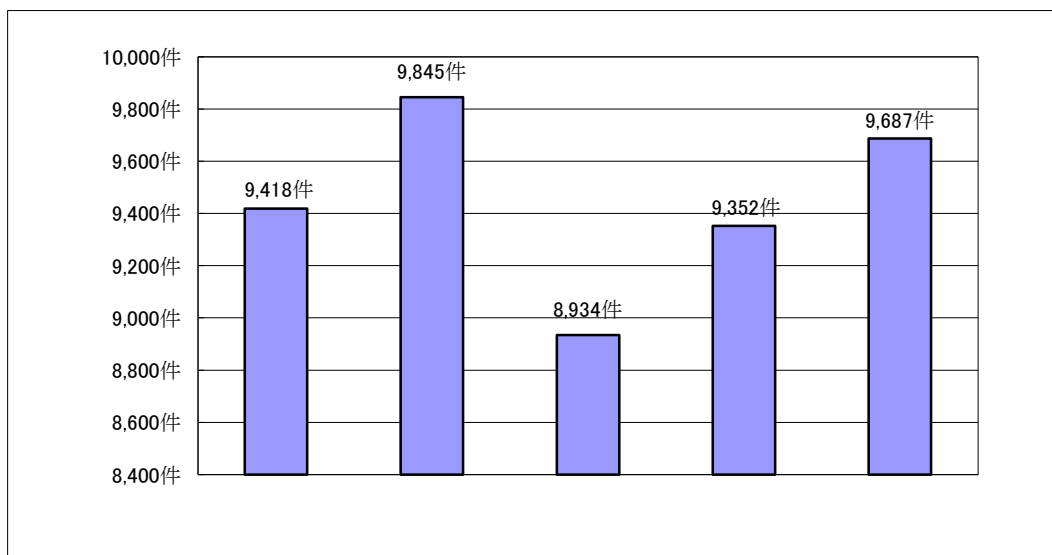
簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が21件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が14件、地方独立行政法人が21件、合計68件となっています。

簡易開示の請求件数は、9,687件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、7,270件の請求があり、請求件数全体の約75パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが605件、三公立大学入学試験関係のものが531件、警察官採用試験関係のものが526件、警備員等試験関係のものが340件等となっています。



実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	調理師試験	31	合否発表の日から1箇月間
	クリーニング師試験	5	合否発表の日から1箇月間
	福岡県ふぐ処理師試験	6	合否発表の日から1箇月間
	福岡県歯科技工士試験	34	合否発表の日から1箇月間
	毒物劇物取扱者試験	2	合否発表の日から1箇月間
	登録販売者試験	5	合格発表の日から1箇月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	4	合否発表の日から1箇月間
	技能検定試験	3	合否発表の日から1年間
	職業訓練技能員試験	1	合否発表の日から1箇月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	124	合否発表の日から1箇月間
	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	2	合否発表の日から1箇月間
	狩猟免許試験	6	合格発表の日から1箇月間
	砂利採取業務主任者試験	1	合否発表の日から1箇月間
	小計	224	
教育委員会	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験	1	合否通知を発送した日の翌日から1箇月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,270	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1箇月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	16	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1箇月間
	福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	2	合格発表の日の翌日から1箇月間
	小計	7,289	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	528	合格発表日の翌日から3箇月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	58	合格発表日の翌日から3箇月間
	福岡県職員採用選考(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	19	合格発表日の翌日から3箇月間
	小計	605	

警察 本 部 長	福岡県警察官A（男性）採用試験	286	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	173	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	45	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官B（女性）採用試験	21	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官C採用試験	1	合格発表の日から1箇月間
	猟銃等講習考査	140	合格発表の日から1箇月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	162	合格発表の日から1箇月間
	機械警備業務管理者講習修了考査	14	合格発表の日から1箇月間
	警備員等検定学科試験	106	合格発表の日から1箇月間
	警備員等検定実技試験	58	合格発表の日から1箇月間
	駐車監視員資格者講習修了考査	16	合格発表の日から1箇月間
	小 計	1,022	
地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	134	4月16日から1箇月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス 入学試験	24	4月16日から1箇月間
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	4	合格発表の日から1箇月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験(九州 歯科大学)	2	合格発表の日の翌日から1箇月間
	福岡女子大学一般入試	148	学生募集要項に定める期間
	福岡県公立大学法人職員採用試験(福岡 女子大学)	9	合格発表の日の翌日から1箇月間
	福岡県立大学入学者選抜試験	144	4月16日から1箇月間
	福岡県立大学推薦入学試験	66	4月16日から1箇月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	4月16日から1箇月間
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	9	合格発表の日の翌月の1日から1箇月 間
	福岡県立大学大学認定看護師教育課程 入学試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1箇月 間
	福岡県公立大学法人職員採用試験(福岡 県立大学)	5	合格発表の日の翌日から1箇月間
小 計	547		
合 計	9,687		

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができるものです。

平成25年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成25年度は、自己情報の利用停止請求が1件ありました。（表6）

利用停止請求案件	実施機関	利用停止 請求年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
戸畑高等技術専門校長より提出された「復職後の状況報告書」に記載の個人情報	知事	25.4.26	25.5.27	不停止

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成25年度は、行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成25年度は、4件の苦情相談がありました。

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

(1)

平成25年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7、表8）。

開催期日	主な審議内容
第11期：第3回審議会 平成25年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（諮問・答申） 不服申立部会の審査結果について（報告） 個人情報の流出事案について（報告） 個人情報保護条例の運用状況について（報告）

開催期日	主な審議内容
第11期：第8回第一部会 平成25年5月16日	・不服申立てについて
第9回第一部会 平成25年6月20日	・不服申立てについて
第10回第一部会 平成25年7月18日	・不服申立てについて

注 住民基本台帳部会は開催されておりません。

(2)

平成25年度は、「インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務」に係る諮問が1件あり、答申がなされました（表9）。

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
25. 8. 22	「インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務」について	警察本部長	25. 7. 31

(3)

福岡県個人情報保護審議会の委員(第11期)は、次のとおりです(表10)。
委員の任期は2年となっています。

氏名	現職名	役職名	任期
相本 倫子	(株)西日本新聞社編集局編集センター記者		平成24年5月1日 ～ 平成26年4月30日
宇都宮 多美子	福岡県民生委員児童委員協議会監事		
岡本 博志	北九州市立大学副学長	会長	
坂口 繁和	弁護士	会長職務 代理者	
坂本比呂志	九州工業大学情報工学部准教授		
勢一 智子	西南学院大学法学部教授		
原田 憲正	山九(株)労政部人権啓発担当部長		
溝田 明美	(株)コンピュータ教育社代表取締役社長		
森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役		

注1) 相本倫子委員は、平成25年4月1日付けで就任

注2) 宇都宮多美子委員は、平成26年2月25日付けで退任

実施機関は、福岡県個人情報保護条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び各地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

平成25年度の個人情報取扱事務の登録件数は、1,874件でした(表11)。

実 施 機 関	事 務 の 区 分 及 び 件 数				合 計
	固 有 事 務 (本 庁)	固 有 事 務 (出 先 機 関)	出 先 機 関 共 通 事 務	全 庁 共 通 事 務	
秘書室・総務部	125	10	16	8	159
企画・地域振興部	53				53

知

事